

**女性活躍推進法等に基づく
上郡町特定事業主行動計画**

平成28年3月

兵庫県赤穂郡上郡町

上郡町特定事業主行動計画

上郡町特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 15 条及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）第 19 条に基づき、上郡町長、上郡町議会議長、上郡町教育委員会及び上郡町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 目的

本計画は、女性活躍推進法第 7 条第 1 項及び次世代法第 7 条第 1 項の規定に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職場及び家庭において子育ての意義についての理解が深められ、仕事も家庭も大切にしながら働くことのできる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、以って男女の人権が尊重され、かつ急速な少子高齢化社会の進展、その他社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を図るため、職員の要望に即した女性職員の活躍及び次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的とする。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3. 女性職員の活躍の推進等に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍及び次世代育成支援対策を推進するため、上郡町女性活躍推進等委員会を設置し、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととし、必要に応じ本計画の見直しを行うものとする。

4. 具体的な内容

女性活躍推進法第 15 条第 3 項、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条及び次世代法第 19 条第 2 項に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局及び町農業委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍等に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍及び次世代育成支援対策を推進するため、次のとおり目標を設定し、数値目標その他の目

標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局及び町農業委員会事務局を一つの職員のまとまりとして、女性職員の職業生活における活躍等に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 職員の勤務環境に関する事項

① 休暇取得の促進

目標：平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 26 年度の実績 (18.8%) より 1 割以上引き上げ、30%以上にする。

<取組内容>

- ・平成 28 年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ・国民の祝日や夏季休暇とあわせた連続休暇の取得推進を図る。
- ・安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。
- ・ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

② 仕事と家庭の両立

目標：平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 70%以上にする。

<取組内容>

- ・平成 28 年度より、組織として、イクメン・イクボス宣言など男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。
- ・平成 28 年度中に、各種両立支援制度に関する情報をハンドブックにまとめ、職員に配布するとともに、電子掲示板で常時閲覧できる状態にする。

(2) 女性活躍推進法に関するもの

①女性職員の登用推進

目標：平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 26 年度の実績（25%）より 5%以上引き上げ、30%以上にする。

<取組内容>

- ・女性職員の能力開発や意識向上を図るとともに、キャリア形成を意識した人員配置に努め、管理職ポストに女性職員を登用するよう努める。
- ・人事管理にあたっては、職員の意欲と能力の把握に努め、女性職員の登用を推進するとともに、男女間で偏りが無いよう配慮する。

(3) その他の次世代育成支援対策に関する事項

①子育てバリアフリー

<取組内容>

- ・外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。
- ・施設利用者等の実情を勘案して、授乳室の設置を必要に応じて行う。
- ・子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

②子ども・子育てに関する地域貢献活動

<取組内容>

ア 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ・交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。
- ・公用車の運転手に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

イ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- ・子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(以上)

